

むらの家指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う公の施設の名称	むらの家
指定管理者となる団体の名称等	所在地 花巻市太田第 31 地割 292 番地 2 名 称 花巻市新農村地域定住交流会館管理運営協議会 代表者 会長 佐藤 定
指定管理者が行う業務内容	1 施設の休館日の変更に関する業務 2 施設の使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務 3 施設及び設備の維持管理に関する業務 4 その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	花巻市新農村地域定住交流会館管理運営協議会は、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的及び物的能力を有している。 また、事業計画は、管理運営協議会主催の地域交流会を行うなど施設の利用促進や利用者満足度を高める上で有効であり、指定管理者として適任と考えられる。 審査評価基準に基づく審査（書類審査、面接） 合計得点 489.5 点（619.2 点満点） 得点率 79.1%
選定委員会の名称及び委員氏名	むらの家指定管理者候補者選定委員会 委員長 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦 委 員 花巻市財務部長 佐々木 俊幸 〃 むらの家利用者 八重樫 甚一郎 〃 むらの家利用者 折居 勝子
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
問い合わせ先	花巻市総合政策部地域づくり課 担当：似内 一弘 電話番号 0198 (24) 2111 内線 454